小規模個人再生による再生手続廃止

平成２４年（再イ）第６９号

広島市中区鶴見町２番21―203号
再生債務者　沖本　俊美
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年４月５日
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（再イ）第２４号

山口県周南市大字須々万本郷1277番地の58
再生債務者　大瀬戸清嗣
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成25年４月８日　山口地方裁判所周南支部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２５年（再ロ）第１０００１号

茨城県下妻市下妻戊316番地　ハイツボルボＢ－５
再生債務者　野左根三三江
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月17日から平成25年６月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２５年（再ロ）第１２号

大阪市北区西天満３丁目５番15―904号
再生債務者　小林　　充
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月７日まで
4　一般異議申述期間　平成25年５月７日から平成25年５月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２４年（再ロ）第９号

福岡市博多区諸岡３丁目27番11―406号
再生債務者　尾上　　一
1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年12月28日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年４月22日まで
平成25年４月１日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（再ロ）第１０号

香川県東かがわ市横内441番地５
再生債務者　松下　清伯
1　意見聴取に付する再生計画案　平成25年３月13日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成25年５月７日まで
平成25年４月８日
高松地方裁判所破産・再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２４年（再ロ）第６８号

大阪市城東区新喜多東１丁目13番27―106号、前住所大阪市都島区中野町３丁目３番13号
再生債務者　宮尾健太郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成25年４月２日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成25年４月５日
大阪地方裁判所第６民事部

財務省共済組合定款の一部変更について

財務省共済組合定款（平成12年12月20日制定）の一部を次のように変更する。
平成 25 年３月 29 日
財務省共済組合代表者
財務大臣　麻生　太郎

目次中「第30条」を「第27条」に、「第31条」を「第28条」に、「第32条」を「第29条」に、「第33条」を「第30条」に、「第34条・第35条」を「第31条・第32条」に、「第36条・第37条」を「第33条・第34条」に改める。

第17条第１項第３号及び第４号を次のように改める。

⑶　出産費附加金
⑷　家族出産費附加金

第17条第１項第８号から第11号までを削る。

第18条第１号中「25,000円」を「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同条第２号中「当該」を「これらの規定により支給される」に、「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

第20条及び第21条を次のように改める。

（出産費附加金）
第20条　法第61条第１項の規定により出産費を支給する場合は、40,000円を出産費附加金として支給する。

（家族出産費附加金）
第21条　法第61条第３項の規定により家族出産費を支給する場合は、40,000円を家族出産費附加金として支給する。

第24条中「休職になった日から３年（結核性の病気については２年）」を「傷病手当金附加金支給開始後６月」に改める。

第25条から第27条までを削る。

第28条を第25条とし、第29条を第26条とし、第30条を第27条とし、第31条を第28条とする。

第32条第１項の表中「$\frac{39.26}{1,000}$」を「$\frac{40.86}{1,000}$」に、「$\frac{5.18}{1,000}$」を「$\frac{5.53}{1,000}$」に、「$\frac{36.35}{1,000}$」を「$\frac{38.35}{1,000}$」に、「$\frac{42.17}{1,000}$」を「$\frac{43.37}{1,000}$」に、「$\frac{78.52}{1,000}$」を「$\frac{81.72}{1,000}$」に、「$\frac{10.36}{1,000}$」を「$\frac{11.06}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{39.26}{1,000}$」を「$\frac{40.86}{1,000}$」に、「$\frac{5.18}{1,000}$」を「$\frac{5.53}{1,000}$」に、「$\frac{42.17}{1,000}$」を「$\frac{43.37}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{39.26}{1,000}$」を「$\frac{40.86}{1,000}$」に、「$\frac{36.35}{1,000}$」を「$\frac{38.35}{1,000}$」に、「$\frac{42.17}{1,000}$」を「$\frac{43.37}{1,000}$」に改め、同条を第29条とする。

第33条を第30条とし、第34条から第37条までを３条ずつ繰り上げる。

附則第３条第１項第１号中「25,000円」を「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」に改め、同項第２号中「50,000円」を「50,000円（当該高額療養費の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、100,000円）」に改める。

附則第４条第２項中「第35条」を「第32条」に改める。

附　則

1　この変更は、平成25年４月１日から施行する。
2　この変更の施行の日（以下「施行日」という。）前に行われた診療、手当若しくは薬剤の支給又は訪問看護（以下「診療等」という。）に係る変更前の第18条の規定による家族療養費附加金若しくは家族訪問看護療養費附加金又は附則第３条の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。
3　変更後の第18条第１号及び附則第３条第１項第１号の規定にかかわらず、診療等の行われた日が施行日から平成25年９月30日までの間にある場合におけるこれらの規定の適用については、これらの規定中「25,000円（被扶養者が当該療養を受けた月における組合員の標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」及び「25,000円（当該療養の給付等の計算の基礎となる療養を受けた月における標準報酬の月額が53万円以上である場合にあっては、50,000円）」とあるのは「25,000円」と、診療等の行われた日が平成25年10月１日から平成26年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「30,000円」と、診療等の行われた日が平成26年４月１日から平成27年３月31日までの間にある場合にあっては、これらの規定中「50,000円」とあるのは「40,000円」とする。